

# 突然訪問した買取業者に気をつけて！

いらないものはありますか？

なんでも買い取りますよ！



消費者庁イラスト集より

突然、自宅にやってきた知らない業者に貴金属などを売ってしまったが後悔している、返してほしい、という相談が寄せられています。業者が消費者の自宅で不用品を買い取るときはルールがありますので注意しましょう！

注1：消費者宅を訪問するときは事前に訪問の承諾が必要です。飛び込みの勧誘は法律違反です。

注2：承諾していない貴金属などの売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。脅されたり、帰ってくれないなど怖いと感じた場合は、迷わず警察に通報しましょう。

注3：契約書面受領後8日以内であれば、クーリング・オフができます。またクーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。



山形県消費生活センターキャラクター

おたまちゃん

**怪しい業者を  
家に入れなくて！**

おかしいな、困ったなと思ったら、  
尾花沢市役所 消費生活相談窓口（市民税務課）  
TEL: 0237-22-1111（内線 137）